

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和 7 年 3 月 3 1 日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和7年3月31日（水） 午後1時30分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 多目的ホール

3. 会議次第

開 会 午後1時30分

開議宣告

会議録署名委員の指名 清水委員（南あわじ市） 山本委員（学校組合）

前回会議録の承認

南あわじ市教育長職務代理者の指名

協議会等への委員選任

教育長報告

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後2時36分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 近 藤 宰 常、青 木 京、清 水 真 澄、山 本 真 也

《学校組合》

（教育長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 狩 野 時 夫、近 藤 宰 常、山 本 真 也

5. 会議の欠席者

《学校組合》

（教育委員） 橋 本 直 之

6. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福 田 龍 八、教育次長補兼学校教育課長 上 原 泉、

教育総務課長 田 村 智 巨、社会教育課長 真 野 匡 史、

社会教育課付課長兼生涯学習推進室長 阿萬野 真 司、

図書館長兼滝川記念美術館玉青館長 山 家 光 泰 、
スポーツ青少年課長 柏 木 映理子 、学校給食センター所長 山 形 さゆり 、
教育総務課係長 佐々木 友 美 、教育総務課主査 興 津 里 香

7. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

- 議案第13号 南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第14号 南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第15号 委員の委嘱について
原案可決
- 議案第16号 南あわじ市地区公民館長の任命について
原案可決

1. 開 会

午後1時30分

【新宅教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【新宅教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、青木委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、近藤委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【新宅教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会定例会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、教育委員会定例会の議録は原案のとおり承認することに決定しました。

4. 南あわじ市教育長職務代理者の指名

【新宅教育長】 次に、「南あわじ市教育長職務代理者の指名について」です。

教育長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められております。

現在、南あわじ市教育長の職務代理者に近藤 委員を指名しているところですが、3月31日の任期の区切りの日において、毎年、職務代理者を交代しておりますことから、私から、本日付で青木委員を教育長職務代理者に指名させていただきます。青木委員、よろしくお願いいたします。

なお、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育長職務代理者については、引き続き狩野委員、よろしくお願いいたします。

5. 協議会等への委員選任について

【新宅教育長】 次に、「協議会等への委員選任について」依頼がありますので事務局より説明をさせていただきます。

【田村課長】 南あわじ市人権教育研究協議会より、南あわじ市教育委員会に対し、令和7年度の理事の選任につきまして依頼が来ております。

例年、教育長職務代理者の方に就任いただいておりますことから、令和7年度につきましては、青木委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【新宅教育長】 ただいま事務局から説明のありましたとおり、例年にならい、職務代理者に就任いただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。
青木委員よろしくお願いいたします。

6. 教育長報告

【新宅教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

今回は、先日各小中学校で行われました卒業式について、お話をさせていただきます。今年度、私は、三原中学校、榎列小学校の卒業式に出席させていただきました。

三原中学校の卒業式では、卒業生代表生徒の答辞で、行動をずっと見守り続け、励まし支えて来られた先生方に対する感謝の気持ちがよく表れておりました。子どもた

ち自身、道をそれて行くようなときであっても、先生方がずっと支えて声かけをしてくれたと。そのおかげで今の自分があるというふうなことを答辞の中で述べておりました。先生方と子どもたちの心温まる３年間の情景を思い浮かべるような答辞であったかなと思います。

榎列小学校の卒業式では、卒業生、在校生が呼びかけ合いをする中で、様々な思い出を語っておりました。その中で、在校生の決意と卒業生の感謝の気持ちが伝わってきました。そして、校舎から出てきて最後にアーチを作って皆でお祝いをしました。その時には、卒業生と保護者が手を繋いで学校を後にしました。親子のそういう姿が非常に微笑ましく感じました。これから子どもたちが成長していく中でこのように親子で手を繋いで歩くという機会がなかなかないのではないかなと思いながら見ておりました。手を繋ぐことに照れている子どもたくさんいました。親は手を繋ぎたいけれど子どもがちよっと嫌がっている様子を見て、そばにいる先生が自然と反対の手に花を持たせて、手を繋ぐように促すといった場面もありました。おそらく他の学校でも同じような光景が見られたのではないかなと思います。

卒業式での子どもたちの顔を見ていますと、本当に感動的な式であったと改めて実感いたしました。教育委員の皆さまにもそれぞれ卒業式にご出席いただきましたが、何か感じられたことありましたらお話いただけたらと思います。

以上で教育長報告を終わります。

この件につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

【青木委員】 私は、西淡中学校と北阿万小学校の卒業式に参加させていただきました。

西淡中学校の卒業式は、歌声が本当に素晴らしくて感動しました。また、おそらく自分で考えたのだらうと思われる感謝に溢れた答辞も大変素晴らしかったです。

ただ、私たちが卒業した頃と全く変わらない卒業式の形式で、全員が微動だにしないで座っていなければいけない、静かにしなければいけないというスタイルでした。暗黙の了解で卒業式は儀式的にやるものだという状態がこの先もずっと続くのかなと考えておりました。子どもたちにどんな卒業式にしたいかということを問いかけてか、学校としてはこういうスタイルでいきたいけれど、どう思うかということを問いかけて自分たちで考えると、そういう事が必要な時代なのではないかと思っています。また、保護者の皆さんとお話をする中で、体育館で３時間も練習して疲れたみたいな話が出てきており、儀式的なこととか、静かに座っていることとかを必要じゃないとは思ってはいないのですが、本当にこの形だけでいいのか、これが当たり前のままで進めていくのかを、学校と子どもたちとが相談する時期に来ているのではないかなと思います。昨年度、一昨年度も同じように感じていたのですが、今後もこのままでいいのか、少し疑問が残るような感じはしております。

【近藤委員】 私は、南淡中学校と八木小学校の卒業式に出席させていただきました。

八木小学校の卒業式に出席した後で、教育委員会に寄らせていただいて、大変よかったということをお伝えさせていただきました。教育長もおっしゃっていましたが、卒業生と保護者そろっての送り出しも良かったですし、来年度から市内中学校の制服が変わるということで、初めてのブレザーでの出席も良かったです。校長先生の思いのこもった式辞も、卒業生と在校生との掛け合いの声も非常に素晴らしかったです。それでいて時間は40分で終わったんですね。ここがすごいなと思いました。

私も長いこと中学校に勤務しておりましたけれども、以前は小学校、中学校のそれぞれの卒業式に、お互いの教員が来賓として出席しておりました。中学校の先生方に、小学校の卒業式の良さを見ていただける機会があれば、さきほど青木委員がおっしゃったように、今後の式典の形式の参考にもなるのではないかと思います。

【狩野委員】 私は、広田中学校、広田小学校の卒業式に出席させていただきました。

毎年、卒業式に出席させていただく中で感じたことは、やっとコロナが終わったなということです。数年前の中学校の卒業式では卒業生が一言も発することなく、歌声もなく静かに入って静かに卒業していかれました。大変寂しい思いだっただろうと思います。それから年月も経過し、今年度は、卒業生が感動的に歌を歌い、心のこもった答辞、送辞もあり、大変よかったと思います。もう一つよかった面は、広田小学校、広田中学校の校長がお互いの卒業式に出席されていたことです。中学校側では、来年受け入れる子どもたちを中学校の校長先生が先に様子を見ておくということは大事なことだと思いました。

【山本委員】 私は、市小学校の卒業式と、あと保護者として広田中学校の卒業式に出席させていただきました。

市小学校の卒業式では、教育長のお話にもありましたように、卒業生と保護者が一緒に手を繋いで学校を後にする場面がありました。

広田中学校の卒業式では、保護者としてビデオ撮影をしていたのですが、それぞれの卒業式で共通していたのが、卒業式の後で、担任の先生にプレゼントやお礼の手紙を渡したり、同級生と一緒に写真を撮ったり、和気あいあいとした光景がありました。

狩野委員もさきほどおっしゃっていたように、コロナ禍の卒業式のことを考えたら大変良くなっており、子どもたちが元気で卒業する姿を先生方も保護者も見られるようになってきたということを実感しました。

先ほど青木委員のお話にもありましたが、これから卒業式の形がどうなっていくかということもありますが、コロナから一歩前進してきたような形で進んでいることに私は嬉しく思っています。

【清水委員】 私は、松帆小学校の卒業式に出席させていただきました。昨年度、息子が地元の小学校を卒業しましたので、学校によって式の進行の違うのだなと思いまし

たが、どの卒業式もそれぞれに良さがありました。どうしても保護者目線で見てしまいますので、感動してもらい泣きするような状態でした。

卒業式の形は、私の世代から今も変わりませんが、それに対してあまり深く考えていませんでした。青木委員のお話を聞いて、そういう考えもあるのだなと思いました。

最近は少なくなっているようですが、昨年度、息子の卒業式の後に謝恩会がありました。先生に何かお礼をしたいという気持ちが強い学年だったのだと思います。最初、謝恩会の出席を先生へお願いした時には、学校の規定などの関係でそういう場には行けないんですというお返事だったのですが、最終的に合間を縫って出席してくださいました。先生へのプレゼンだったり、謝恩会だったり、また違う形でも、その学年の子どもたちのオリジナリティを受け入れられるような許容部分が学校側にあれば、生の感謝の気持ちが伝わるのではないかなと思いました。せっかく子どもたちのそういう発信を受け止められるような教育の現場であってほしいなという思いがあります。

卒業式としては、これから社会に出ていく上で、儀式的なことも経験しなければならぬのかなとも思いました。

【青木委員】 私は、儀式的なことが悪いと思っているのではなくて、なぜこういう儀式をやるのかの、「なぜ」の部分がちゃんと伝わればいいかなと思っています。どうして男子と女子で座り方が違うのか、先生は何を目的にこうしようと言ってるのか、という「なぜ」の部分がもしかしたら足りてないのではないかなと思うのです。「なぜ」を大事にしてもらえると学校に対する安心感や納得度が上がっていくような気がしております。

【新宅教育長】 学校の行事も色々変化してきています。コロナ以前であれば1時間30分かかっていた卒業式が1時間前後で終わられるようにといったように、簡略化しながらも、子どもたちが中心になる儀式にということも考えられております。少しずつ変化はしてきていると感じております。子どもたちが、感謝の気持ちを伝える場であったり、あるいは先生方が思いを伝える場であったり、いろいろな思いがそこにあります。青木委員が言われたことに関しても、自然にそういう姿になっていくということもあるかと思っています。

【新宅教育長】 他にご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ないので「教育長報告」を終わらせていただきます。

7. 議 事

【新宅教育長】 次に、議事に移ります。議事につきましては、南あわじ市議案 4 件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第 1 3 号

「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第 1 4 号

「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第 1 3 号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、南あわじ市教育委員会議案第 1 4 号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、の 2 件を一括議題といたします。

【上原次長補】 南あわじ市教育委員会議案第 1 3 号及び議案第 1 4 号について一括して提案理由をご説明申し上げます。

これら 2 つの規則改正については、いずれも外国語指導助手の報酬額及び休暇制度について改正するものです。議案第 1 3 号は J E T プログラムにより招致した外国語指導助手に関する規則であり、議案第 1 4 号は市内等に在住し、外国語指導助手として雇用している方に関する規則です。

今回、令和 7 年度 J E T プログラムの運用改正の通知により、J E T プログラムの任用規則案が改正されたこと、また南あわじ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正に併せ、当該規則について改正を行うものです。なお附則でこれらの規則の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めております。

以上で、南あわじ市教育委員会議案第 1 3 号及び第 1 4 号につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【山本委員】 今回の改正は、報酬が上がるということですか。

【上原次長補】 そのとおりです。

【新宅教育長】 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案2件につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第13号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」、南あわじ市教育委員会議案第14号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第13号及び第14号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第15号

「委員の委嘱について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第15号「委員の委嘱について」、提案理由の説明を求めます。

【眞野課長】 南あわじ市教育委員会議案第15号「委員の委嘱について」提案理由のご説明を申し上げます。

まず、公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第29条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、地区公民館、社会教育委員、市の文化団体よりご推薦をいただいております。なお、文化団体、社会教育委員については、

4月以降の会議で決定し、それぞれご推薦をいただく予定としております。

次に、社会教育委員につきましては、社会教育法第15条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、社会教育委員会議からご推薦をいただき、教育委員会から直接、ご依頼をしております。また、広く市民の意見を取り入れるため、公募による選出も行っております。なお、学校教育関係者については、小学校校長会代表校長に就任していただくこととしております。

次に、文化財保護審議会委員でございます。こちらは文化財保護法第190条第1項の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、専門的な分野でございますので、本審議会からご推薦をいただき、教育委員会から直接、ご依頼をしております。

次に、スポーツ推進審議会委員でございます。こちらは、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、設置しております。委員の選出はスポーツ推進委員会、スポーツ協会、小中学校関係者、医学関係者、幼児教育関係者、スポーツクラブ21関係者につきまして、教育委員会から各団体へ依頼し、ご推薦を頂いております。また、教育委員会から有識者に直接、ご依頼をしております。小中学校関係者につきましては新年度に決定予定となっております。

次に、図書館協議会委員でございます。こちらは、図書館法第14条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、教育委員会から直接、ご依頼をしております。なお、社会教育委員及び公民館運営審議会委員、並びに学校関係者の委員については、4月以降の会議で決定し、それぞれ、ご推薦をいただく予定としております。

次に、働く婦人の家運営委員会委員でございます。こちらは、南あわじ市働く婦人の家条例第14条第1項の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、学識経験者、働く婦人又は勤労者家庭の主婦の代表を教育委員会から直接、ご依頼しております。また、教育委員会からは、教育次長が構成員となります。

各審議会、委員会の委員にご推薦いただいた方々は、いずれも十分な資質、見識を有しておられますので、それぞれの委員に委嘱したいと考えております。

なお、いずれの委員とも委嘱期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

以上、南あわじ市教育委員会議案第15号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第 15 号「委員の委嘱について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第 15 号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第 16 号

「南あわじ市地区公民館長の任命について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第 16 号「南あわじ市地区公民館長の任命について」、提案理由の説明を求めます。

【阿萬野室長】 ただいま上程いただきました議案第 16 号について、提案理由をご説明申し上げます。

市内には、社会教育法第 21 条の規定に基づき、21 の地区公民館を設置しております。地区公民館長の任用は年度ごとに行われ、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期が満了になることから、改めて地区公民館長を任命するものでございます。ただし、八木地区公民館は、現在公民館長を選任中となっております。

なお、平成 27 年度から、各地区に市民交流センターが設置され、地区公民館長が市民交流センター長を兼務することになっております。選出につきましては、設置場所の自治会長及び地域づくり協議会長から 2 年ごとに一度ご推薦をいただいております。いずれの方も地域の皆様からの人望も厚く、識見を有しておられますので、地区公民館長に任命いたしたいと思っております。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

以上で議案第 16 号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。
お諮りします。
本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決します。
南あわじ市教育委員会議案第16号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。
よって、南あわじ市教育委員会議案第16号は原案のとおり決定されました。

8. 協議及び報告事項

【新宅教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。
協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 南あわじ市議会3月定例会一般質問の報告について

【新宅教育長】 「南あわじ市議会3月定例会一般質問の報告について」事務局より説
明をお願いします。

【福田次長】 お手元の資料「協議及び報告事項」の「一般質問内容について（関係分
抜粋）」をご覧ください。

2月21日から3月25日までの会期で開催された第130回南あわじ市議会定例会におきまして、3月4日、5日、6日、10日の4日間にわたり、6名の方からの代表質問、及び10名の方からの一般質問がありました。そのうち、教育委員会関連の質問は12名で、質問項目としては大きく分類して12項目ありました。それでは、主なものについての答弁内容の概略をご報告いたします。

まず、部活動の地域移行・地域展開について、南あわじ市の方向性を示したことから、部活動の地域移行の今後の進め方や受け入れ団体の選定等について、4名の議員から質問がありました。これに対し、南あわじ市では令和10年度の2学期から平日休日ともに部活動を完全地域移行の予定であること、今後、子どもの数が令和11年を境にして、さらに減少見込みで、学校ごとの部活動が続けられない可能性があることから、子ども達の選択肢の幅を広げるために地域移行を進めているという説明をさせていただきました。受け入れ団体については募集を行いとりまとめており、現在文化芸術団体が44団体、スポーツ団体は33団体が受け入れを表明しており、今後も生徒たちの意見を反映しながら受け入れ団体を増やすことができるよう周知や協議を進めていく、といった内容の答弁をいたしました。

次に、学校給食の無償化や、地元食材の利用拡大などについて、4名の議員から質問がありました。主な答弁内容といたしましては、学校給食の無償化については、国や県の動向を注視しているが、南あわじ市では物価高騰対策として給食費の値上げ抑制に取り組んでいること、学校給食における地元食材の利用については積極的に導入し、旬の食材を生かした「生きた教材」として活用しているほか、体験学習により生産者の立場を実感できる取り組みを通じて、食文化や自然への理解を深めていること、などを答弁いたしました。

次に、門崎砲台跡の保存活用について2名の議員から質問がありました。主な答弁といたしまして、南あわじ市文化財保護審議会より提出された建議書に基づき、門崎砲台の歴史遺産としての価値を啓発するため、デジタル技術を活用したARの導入やジオラマ模型の制作、各種講演会や報告会の開催のほか、小学校高学年が読んでも理解できる内容の冊子の編集・発行や副読本への掲載などについても進めていることなどを答弁いたしました。

このほか、「慶野松原の活用について」、「適応教室や校内サポートルーム、学ぶ楽しさ支援センターなどでの不登校対策」、「小中学校体育館に導入予定のスポットクーラーについて」、「読解力を高めるための施策について」、「いじめに対する現状と対策」、「GIGAスクール構想に基づくタブレット端末の更新について」、「アフタースクールについて」、「三原志知公民館・学ぶ楽しさ支援センターの改修工事について」、「西淡グラウンドの整備計画について」など、幅広い質問がございました。

質問内容と答弁の詳細につきましては、記載のとおりでございますのでご確認をお願いいたします。

以上で、南あわじ市議会3月定例会一般質問のご報告とさせていただきます。

【清水委員】 文化スポーツ担い手応援補助金の実績と、実際に中学生を受け入れている団体数についての質問に対して、補助を受けているスポーツ 17 団体のうち 2 団体は中学生の受け入れがないようですが、その理由をお願いします。

【柏木課長】 この補助金の目的として、中学生を含む若者の活性化のための補助金です。具体的には、中学生を受け入れるための備品購入やイベント開催にかかる経費も対象となりますので、2 団体については、中学生を受け入れる体制はあるものの、中学生がその団体を選択していない状況ということになります。

【清水委員】 生徒や保護者に対しては、受入可能な団体についての案内などがあると思うのですが、例えば、ケーブルテレビなどで受入団体の取材をして認知度を上げていたり、補助金の活用についてお知らせしたりといった、教育委員会だけではなく、他の部署との連携による取組も必要なのではないかなと思います。SNS での周知もあります、ケーブルテレビの活用も検討していただければと思います。

（２）南あわじ市小中学校のあり方検討方針について

【新宅教育長】 「南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（２月）の報告について」事務局より説明をお願いします。

【田村課長】 それでは去る 3 月 14 日の教育委員会臨時会においてご説明いたしました「南あわじ市小中学校のあり方検討方針」について、本日お手元に配布させていただきました資料に基づき、素案のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年 5 月の総合教育会議でもご協議いただいたとおり、少子化に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、今後の南あわじ市における小中学校のあり方について考えていく必要があること、また検討にあたっては市内一律ではなく個別の事情に鑑みて、「地域において望ましい姿は何か」をそれぞれで考えていく必要があることなどから、個別に協議に入るにあたり、どのタイミングからどのような流れで話を進めていくかといったことを示すものとなります。今後はこの方針に基づき、対象となる学校について地域で丁寧に議論を重ね、あるべき姿を見出していくこととなります。

それでは資料をご覧ください。

まず、表紙ですがタイトルは「南あわじ市小中学校のあり方検討方針」としてあります。南あわじ市には組合立学校も存在することから、「南あわじ市立」といった表現ではなく、「南あわじ市」という表現にしています。方針策定日については、本教育委員

会にて決定いただいた時点の年月を入れる予定です。

資料の大まかな流れとして、この方針を作成するに至った背景、当市の現状から、国が示す小中学校のあり方についての基本的な考え方、それを踏まえた南あわじ市における小中学校のあり方と続き、今後の検討の進め方を示しています。

では内容について説明させていただきます。2ページをご覧ください。

ここでは「あり方検討方針を作成するに至った経緯」を説明しています。これまでも述べてきたように、児童生徒数の減少傾向が続いていること、また南あわじ市においては平成23年に策定した「教育施設再編基本方針」に基づく協議検討、及び再編が、令和4年3月の倭文中学校の統合をもっていったん終了となっていることから、これに続く考え方を示す必要があることなどを述べています。

次に3ページをご覧ください。ここでは市内小中学校全体の児童生徒数の合併以降の推移と、令和6年5月1日現在における市内小中学校各校の児童生徒数、また各小中学校が現在、クラス替え等が可能な状況にあるかどうかといったことを図示しています。特に下の表をご覧ください。分るように、国が示す学校の適正規模に当てはめると、小学校では全学年でクラス替えが不可能いわゆる適正規模とされる学校は広田小学校のみとなっており、ほとんどが全学年において短学級、または全学年のうちクラス替えが可能な学年が半分以下となる「小規模校」であることが分かります。また中学校においても三原中と南淡中を除き、小規模校ということになっています。

続いて4ページからは、国が示している学校規模、通学距離等について記述しています。学校教育法施行規則によれば、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準としています。が、地域の実態その他特別な事情があるときは、この限りではないとされています。

また、国が適正規模・適正配置に関する手引を発出していますが、この中でも小学校は複式学級を解消するとともに、全学年でのクラス替えが可能であるためには学年ごとに2学級以上、すなわち全体で12学級以上であることが望ましいこと、また中学校では同様に6学級以上、さらに免許外指導をなくし、教科担任を適正に配置するためには少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされています。しかしながら同手引には「ただし書き」として学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等、様々な地域事情を考慮し、手引の内容を機械的に適用することは適当でなく、この手引きはあくまで検討の参考資料とする。ということが明記されています。

さらに4ページから5ページにかけて、法律等においては通学距離や通学時間についても小学校にあつては概ね4キロメートル以内、中学校にあつては概ね6キロメートル以内、かつ通学時間については概ね1時間以内が適正な学校規模の条件とされているところです。

また、現在の学級編成においては小学校は令和7年度より全学年35人学級、中学校は40人学級となっているとともに、小学校における複式学級は2つの学年の児童

数合計が14人以下、1年生を含む場合は8人以下を基準とされているところです。

続いて5ページ後段から6ページにかけて、小規模校のメリット及びデメリットを示しています。同様の資料については昨年5月の総合教育会議でも示しておりますが、小規模校では1人1人の状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい一方で、グループ学習などが行いにくく、多様な学習指導形態をとりにくいといったデメリットがあるとされています。

次に7ページをお開きください。先に述べたような状況を踏まえ、南あわじ市における小中学校のあり方について記載をしています。

これまで説明したような国の基準があることは当然踏まえる必要がありますが、南あわじ市においては特に小学校においては既にほとんどの学校が小規模校であること、また例えば沼島小中学校においては小規模特認校制度を活用した小中一貫教育といった特色ある取り組みが既になされていることなども踏まえると、小規模校ならではのメリットを最大限生かしつつ、学ぶ楽しさを実感できるようにすべきか、といったことも検討の中では考える必要もあると思われますが、まずはここでは国の考え方に準拠しつつ、標準的な学校規模や配置とはどのようなものであるかを示しています。

具体には中段の(1)をご覧ください。小学校においては複式学級を有しない、1学年1学級以上を標準としています。同じく中学校においては1学年2学級以上を標準としています。

また校区の広さとしては小中が同一の校区で効率的に連携できる程度とし、通学距離や時間については国の考え方をもとに小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内としています。

次に8ページをご覧ください。7ページで示した考え方を踏まえ、各学校について具体的に検討に入るタイミングを決めるために、次のような考え方を示しています。小学校では複式学級を有することとなった学校。加えていえば、それが継続していくと見込まれる場合になると思います。中学校では単学級で、1クラス20人程度未満となった学校。これらの基準となる児童生徒数やクラス数については、毎年実施している学校基本調査の報告数値をもとにしたいと考えています。

続いて9ページをご覧ください。ここでは具体の検討の入り方を示しています。まず(1)において、検討を開始する学校をどのように決めるか、ということで、学校基本調査の報告数値を踏まえつつ、教育委員会においてご協議いただき、検討を開始する学校を指定します。

次に(2)のとおり、その学校に対し地区別説明会を開催します。ここでは関係者の方々が「どのような姿が望ましいか」を検討していくため、単にメリットやデメリットだけではなく、デメリットを克服するための工夫なども含め、できるだけ多くの情報を共有してあらゆる可能性を模索できるような説明会とします。

その後(3)にあるように地域において協議会を設置いただき、地域ごとに協議を

進めていきます。教育委員会事務局も一緒になって丁寧に進めていきたいと思います。

こうして協議を進め、地域の協議会で合意が得られた場合はこれを尊重しつつ、今後当該学校をどのようにしていくかという計画を教育委員会で策定していきます。

最後に10ページにはこうした流れについてのおおまかなスケジュールを掲載していますが、いずれにしても地域での協議については統合ありき、または存続ありきといった話で進んでしまわないよう、いろんな可能性を検討しつつ、丁寧に進めていけるようにしたうえで、その結果を尊重した計画を策定することを心掛けてまいります。

以上、「学校施設のあり方検討方針（案）」についての説明となります。委員の皆さま方におかれては、本日が方針案の初見となりますので、ただいまの説明と方針（案）を踏まえ、ご意見等を頂戴したうえで当該方針を決定してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、また内容をご確認いただき、ご意見等ございましたら次回お聞かせいただきたいと思います。

（３）教職員の人事異動について

【新宅教育長】 「教職員の人事異動について」事務局より説明をお願いします。

【上原次長補】 市内小学校15校、中学校5校、こども園2園、幼稚園2園についての人事異動一覧となっております。適正配置させていただいておりますので、内容についてご確認をお願いいたします。今年度の定年延長につきまして、60歳の方の退職年齢は62歳となっております。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

（４）教育委員会事務局職員の人事異動について

【新宅教育長】 「教育委員会事務局職員の人事異動について」事務局より説明をお願いします。

【田村課長】 令和7年4月1日付の教育委員会職員の人事異動内示についてご説明申し上げます。「人事異動内示 教育委員会事務局抜粋」をご覧ください。時間の都合上、管理職の異動者と退職者のみ紹介させていただきます。

部長級につきましては、教育委員会教育次長として、坂東聡沼島中学校校長が新たに配属されます。

副部長級につきましては、私、田村智巨教育総務課課長は、教育次長補 兼 教育総務課長となります。

課長級につきましては、市立図書館館長兼滝川記念美術館玉青館館長の山家光泰館長が、健康課課長への配属となり、学校教育課課長として、居神さゆり学校教育課副課長が、学校給食センター所長兼沼島学校給食センター所長として、船本武身健康課課長が、社会教育課課長兼埋蔵文化財調査事務所所長兼滝川記念美術館館長として、眞野匡史社会教育課長が配属されます。

主幹級につきましては、学校教育課主幹兼教育みらい創造室長として、大濱さおり学校教育課主幹が、学校教育課主幹として、浜田啓久学校教育課副課長が、市立図書館館長として、郷野仁史社会教育課主幹が配属されます。

副課長級以下については、別紙のとおりでございますので、ご覧置きたいかと思います。

最後に、福田龍八教育次長は退職となり、上原泉教育次長補兼学校教育課長は派遣期間の終了により県教育委員会へ戻られます。

以上で簡単ですが人事異動についての説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【福田次長】 私事で恐縮ですが、本日付けをもちまして退職することとなりました。

社会教育課長として4年間、教育次長として2年間、教育委員の皆さまには大変お世話になりました。ありがとうございました。

【上原次長補】 本日を持ちまして学校の方へ戻らせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。

（５）令和7年度教育員会委員活動予定について

【新宅教育長】 「令和7年度教育員会委員活動予定について」事務局より説明をお願いします。

【田村課長】 令和7年度教育委員会委員活動予定表をご覧ください。令和7年度の年間スケジュールとなっております、現時点で日程が確定している分につきましては日付を入れてありますのでご予約くださいますようお願いいたします。

開催日が近づきましたらその都度、事務局からご案内させていただきますのでよろしくお願いします。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(6) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【新宅教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

9. その他

【新宅教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。

何かございませんか。

OMINA・KATSU推進計画(案)について

【柏木課長】 お手元に配付させていただいております「MINA・KATSU推進計画(案)」をご覧ください。

前回の教育委員会臨時会において一通り説明させていただいたところですが、その後、修正をいたしましたところを赤字で表記させていただいております。

今後の予定としまして、4月市広報にてMINA・KATSUについての特集記事を組んでおります。ケーブルテレビとも連携しPR動画も作成中ですので、取組の周知を図っていききたいと思います。

4月上旬には今回の推進計画について校長会で説明の上、学校内で共有していただきます。4月下旬には推進計画を公表予定です。

また、4月中旬・下旬には、各小中学校で授業参観等の行事がございますので、学校を通じて児童生徒及び保護者へ周知してまいります。

今後、地域の団体、学校部活動の顧問、地域の方々と丁寧に協議を重ね、部活動の地域移行を進めてまいりたいと思います。

○6月教育委員会定例会について

【田村課長】 6月の教育委員会定例会については、委員の皆様の日程調整をさせていただいた結果、6月25日（水）午前10時より第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

10. 閉 会

【新宅教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午後2時36分